

## 京都市保健福祉局「支え合い支援金」支給要綱

### (支給の趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下において、感染リスクを抱えながらも、市民生活を維持するために医療・福祉に御尽力いただいた医療機関及び社会福祉施設等（以下「施設等」という。）に感謝の意をお伝えするとともに、今後の感染拡大への備えやウィズコロナ社会においても市民の安心・安全のために力を尽くしていただけるよう、「京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金」にいただいた寄付金等も活用し、支援金を支給するために必要な事項を定める。

### (支給の範囲及び金額)

第2条 支援金の支給対象とする施設等及び支給額は別表に定める。ただし、支給額については、予算の範囲内を限度とする。

2 前項に定める施設等のうち、令和2年2月1日から6月30日までの間に運営実績が確認できないもの及び請求日時点において休廃止しているものについては、支給対象から除外する。

3 第1項に定める施設等のうち、本市及び京都府直営の施設等については、支給対象から除外する。

4 第1項に定める施設等及び京都市児童福祉施設等に対する「支え合い支援金」の給付に関する要綱第3条に定める施設等のうち、人的資源（人員基準等）及び社会的資源（設備基準等）が同一のもの（サービス提供が一体的になされているもの）は、重複して支給対象としない。

### (対象の期間)

第3条 支援金の支給は、令和3年3月31日までに請求のあった施設等に対して行うものとする。

### (支給手続き)

第4条 支援金の支給を受けようとする施設等は、支え合い支援金請求書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、市長に提出しなければならない。

### (その他)

第5条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項については、所管局長が別途

定める。

#### 附則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

#### 別表 支給対象とする施設等及び支給額

支給対象とする施設等の種別 (本市域に所在する施設等に限る)	支給額 (1事業所あたり)
医療法第1条の5第1項に定める病院(特定のものを対象とする医療機関を除く)	100万円
医療法第1条の5第2項に定める診療所(特定のものを対象とする医療機関を除く)	10万円
介護保険法第70条第1項に基づき京都市が指定する居宅サービス事業所	
介護保険法第115条の2第1項に基づき京都市が指定する介護予防サービス事業所	
介護保険法第78条の2第1項に基づき京都市が指定する地域密着型サービス事業所	
介護保険法第115条の12第1項に基づき京都市が指定する介護予防地域密着型サービス事業所	
介護保険法第79条第1項に基づき京都市が指定する居宅介護支援事業所	
介護保険法第115条の22第1項に基づき京都市が指定する介護予防支援事業所	
介護保険法第86条第1項, 第94条第1項, 第107条第1項に基づき京都市が指定又は許可する介護保険施設	
旧介護保険法第8条第26項に定める介護療養型医療施設	
介護保険法第115条の45の5第1項に基づき京都市が指定する第一号事業を行う事業所	
老人福祉法第20条の6, 第29条に定める軽費老人ホーム, 有料老人ホーム(介護保険法第70条第1項, 第115条の2第1項, 第78条の2第1項に基	

<p>づき（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除く）</p>	
<p>高齢者住まい法第5条に定めるサービス付き高齢者向け住宅（介護保険法第70条第1項、第115条の2第1項、第78条の2第1項に基づき（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除く）</p>	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）36条第1項に基づき京都市が指定する障害福祉サービス事業所</p>	
<p>障害者総合支援法38条第1項に基づき京都市が指定する障害者支援施設</p>	
<p>障害者総合支援法51条の19第1項及び20第1項に基づき京都市が指定する相談支援事業所</p>	
<p>障害者総合支援法77条第1項第8号、第9号及び第3項に基づき京都市が指定する移動支援事業所、日中一時支援事業所、訪問入浴サービス事業所、地域活動支援センター及び福祉ホーム</p>	
<p>身体障害者福祉法34条に規定される視聴覚障害者情報提供施設</p>	